

## 【ドイツ】 介護を強化するための介護保険法の改正

海外立法情報課 渡辺 富久子

\* 介護保険法が改正され、給付の引上げ、在宅介護の支援強化、介護保険の財政基盤の強化等が定められた。改正法は、2015年1月1日に施行された。

### 1 介護保険制度の概要

介護保険制度は、社会法典第11篇—介護保険（以下「介護保険法」）に定められている。介護保険の保険者は、医療保険の保険者である疾病金庫に併設された介護金庫である。国民は、自らが加入する疾病金庫に併設された介護金庫に加入する。被保険者について年齢による制限はなく、全ての年齢層が対象である。保険料は労使が折半して負担し、2013～2014年の保険料率は所得の2.05%であった。子供がいない被保険者であって、23歳以上のものは、これに0.25%を加えた額を負担する。

介護保険法に基づく主な給付は、次の表のとおりである。在宅介護は、施設介護より優先される。各給付は、3区分の介護度別に上限額が定められている。各種の介護サービスを利用するために不足する額は、自己負担となる。

表 介護保険法に基づく主な給付

在宅介護の支援	・現金給付又は現物給付 ・デイケア又はナイトケア ・代替介護 ・ショートステイ
完全施設介護	
認知症患者のための給付 (要介護度0を含む。)	・現金給付又は現物給付 ・ケア費用の追加的助成
その他の給付	・介護用品 ・住環境改善措置

出典: Bundesministerium für Gesundheit, Pflegeversicherung im Überblick <[http://www.bmg.bund.de/fileadmin/dateien/Downloads/Statistiken/Pflegeversicherung/Pflegeversicherung\\_im\\_Ueberblick\\_2014.pdf](http://www.bmg.bund.de/fileadmin/dateien/Downloads/Statistiken/Pflegeversicherung/Pflegeversicherung_im_Ueberblick_2014.pdf)> を参照し、筆者作成。

### 2 改正の概要

現在約250万人が介護を必要としており、その数は、2030年には350万人になると予測されている。少子化や女性の就業率上昇といった社会的変化を受け、介護を強化するために介護保険法が改正された（注1）。以下に、その概要を紹介する。

#### (1) 給付の引上げ

表に掲げた各給付の上限額は、過去3年間の物価上昇率を考慮して4%引き上げられた。ただし、在宅介護に必要な住環境の改善措置の助成金は、従来、必要な措置1回につき2,557ユーロ、複数の要介護者の共同住宅においては、同じく10,228ユーロが上限であったが、改正により、それぞれ4,000ユーロ及び16,000ユーロに引き上げられた。これは、その額が介護保険の導入以来変わっていなかったためである。（第40条）

## (2) 在宅介護の支援強化

従来、在宅介護において現金給付又は現物給付を受給しながらデイケア又はナイトケアを利用する場合には、その分が現金給付又は現物給付から差し引かれていた。改正により、現金給付又は現物給付はそのまま、デイケア又はナイトケアを利用することができるようになった。(第 41 条)

従来、代替介護の費用の支給の上限は年間 4 週であったが、改正により、6 週が上限となった。また、代替介護を利用する場合に、ショートステイ費の支給上限額の 50% までのうち利用していない分を、代替介護の費用の支払いに使うことができるようになった。(第 39 条)

ショートステイを利用する場合には、代替介護の費用の支給上限額のうち利用していない分をショートステイ費の支払いに使うことができる。ショートステイの年間の上限は通常 4 週であるが、代替介護の分を上乗せする場合には 8 週が上限となる。これらは、以前から実践されていたが、法律で明文化された。(第 42 条)

従来、在宅の認知症の要介護者は、ボランティア等によるケアを受けるための費用の一部の支給を受けることができた。改正により、この給付は、家事支援を受けるためにも使うことができるようになり、認知症の要介護者に限らず、全ての要介護者がこの給付を請求することができるようになった。(第 45b 条)

## (3) 介護保険の財政基盤の強化

保険料率は 2015 年 1 月 1 日から 0.3% 引き上げられ、所得の 2.35% となった (第 55 条)。これにより、介護保険の収入は 1 年間に 36 億ユーロ増える。引上げ分 0.3% のうち 0.2% は、在宅介護及び施設介護のサービス改善のために使われる (注 2)。

残りの 0.1% 分は、世代間の公平を図るために設置される介護準備基金に積み立てられる。基金は、ドイツ連邦銀行において管理される。基金における積立ては、2015 年から 2033 年までの間行われる。準備金は、2035 年以降、保険料率の引上げを回避するために使うことができる。この際、1 年間に使うことのできる上限額は、2034 年末までに積み立てられた準備金の 20 分の 1 の額である (第 131 条～第 139 条)。

注(インターネット情報は 2014 年 12 月 11 日現在である。)

- (1) Erstes Gesetz zur Stärkung der pflegerischen Versorgung und zur Änderung weiterer Vorschriften vom 17. Dezember 2014 (BGBl. I S.2222). なお、第 3 次メルケル政権は、その任期中 (2013～2017 年) に再度の介護保険法の改正を予定している。次の改正では、認知症の要介護者をも統合して、要介護状態の定義を改めて定めることが予定されている。
- (2) そのうち、施設介護のサービス改善に充てられるのは年間 10 億ユーロである。これにより、ケアを行う者の助成が、従来の 2 万 5 千人分から 4 万 5 千人分に増強される。

### 参考文献

- ・齋藤香里「ドイツの介護者支援」『海外社会保障研究』No.184, 2013 Autumn, pp.16-29.
- ・Deutscher Bundestag, *Drucksache 18/1798, 2909.*